

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における 処遇に関する規則案に対する意見書

2008年3月10日
日本弁護士連合会

第1 はじめに

日本弁護士連合会（以下「当連合会」という。）は、2007年3月22日付けで「更生保護法案に対する意見書」を公表した。しかし残念なことに、ここにおいて述べた当連合会の意見は反映されることがないまま、更生保護法は成立した。

今般、「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則（案）」（以下「規則案」という。）が公表されるに及び、更生保護法及び売春防止法の施行規則としての立案された規則案に対し、改めて、当連合会の意見を明らかにすることとする。

第2 規則案に対する意見

1 実施に当たる者の姿勢

規則案第3条は、「法及び売春防止法並びにこの規則の規定による措置及び調査の実施に当たっては、法第1条に規定する目的を踏まえ、公正を旨とし、社会内における処遇の対象となる者に対しては厳格な姿勢と慈愛の精神をもって接し、関係人に対しては誠意をもって接し、その信頼を得るよう努めなければならない。」と規定する。従来、仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則第2条では「仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等の実施に当たる者は、公正を旨とし、懇切にして誠意ある態度をもって本人及び関係人に接し、その信頼を得るように努めなければならない。」と規定されており、これは更生保護法第1条において、再犯防止が明確に掲げられたことを踏まえ、処遇対象者に対する「厳格な姿勢」が盛り込まれたものと解される。

当連合会は、従来、更生保護法の目的規定においては、社会内での指導・援護によって対象者の改善更生を助けるという目的を第一に掲げ、その結果として、再犯の防止がもたらされ、さらには社会の保護・個人及び公共の福祉を増進することを明確化するように求めてきたが、実現には至らなかった。しかしながら、更生保護法第1条の規定を前提としても、規則案第3条には「法第1条に規定する目的を踏まえ、公正を旨とし」との記述があるのであるから、さらに「厳格な姿勢」を加え、対象者に対していたずらに厳しい姿勢で臨むべきかのような誤解を与えることは、避けるべきである。

具体的には、仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則第2条と同様に「法第1条に規定する目的を踏まえ、公正を旨とし、懇切にして誠意ある態度をもって本人及び関係人に接し、その信頼を得るように努めなければならない。」とすべきである。

2 国の責務の明確化規定を

規則案第112条は、更生保護法第82条の規定を受け、収容中の者に係る生活環境の調整の方法として、保護観察所の長が、官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者に対し、必要な援助及び協力を求めることを規定する。しかし、更生保護法の目的を達するために組織の枠を超えた連携活動は、ひとり保護観察所に対してのみ要請されるものではなく、関係する国の各機関が自らの責務として自覚し、連携協力に当たることが不可欠である。こうした観点から当連合会は、更生保護法案に対する意見書において、更生保護は省庁間の壁を超えて国家として取り組むべきことが、最も重要かつ基本的な課題であること、よって、法律上、国の責務を規定するにあたっては、各刑事施設・保護観察所・地方更生保護委員会・公共職業安定所・社会保険事務所など、法務省、厚生労働省等の関連する諸機関を挙げ、組織の枠を超えた連携強化を図って政策に当たるべきことを、法文上に明記し、少なくとも、省令や通達で、そのことを明記すべきである、との意見を述べたが、結果として、この意見が更生保護法に反映されることはなかった。更生保護法を実施するための規則においては、前記のような国の責務を明確化する規定を、総則に盛り込むべきである。

3 仮釈放の積極化

仮釈放は、保護観察を通じて、対象者の円滑な社会復帰と改善更生に極めて有益であり、できる限り早い段階で実施されるべきである。仮釈放の必要性は、いわゆる処遇困難者ほど高く、原則としてすべての者について仮釈放が考慮されるべきである。当連合会は、こうした立場から、更生保護法第34条第1項が予定している「法務省令で定める基準」の中に、「言い渡した刑期の3分の2（成人の無期刑にあっては15年、少年の無期刑にあっては10年、不定期刑にあっては7年）の期間が経過したとき」という規定を設けることの検討等を提案してきた。

また、仮釈放基準のうち、特に「悔悟の情」については、より広く受刑者が自らの半生を省みる態度を斟酌できるものとすることを求めてきた。

規則案第28条では、こうした提案の趣旨が盛り込まれることなく、仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則第32条と同様の規定がなされるにとどまっている。しかし、仮釈放については、更生保護のあり方に関する有識者会議の提言においても、許可基準を改め、運用準則を策定すべきこと、社会内処遇に適する者については、適切な遵守事項を定めることと合わせ、より早期に仮釈放することとし、改善更生の意欲の有無・程度・社会内処遇によって期待できる効果等を的確に評価し、それらが不十分な者については、仮釈放の判断を厳しくするなどメリハリのついた運用をすべきであること、等の意見が述べられていたところであって、改善の努力が強く求められている部分である。

したがって、規則案第28条の「悔悟の情」は「従来 of 行動を真摯に省みる姿勢」など、受刑者の態度をより広く酌み取れる表現に改め、また、「再び犯罪をするおそれがなく」については、仮釈放の消極化を避けるため「再

び犯罪をするおそれが相当程度低く」等の表現に改めるべきである。

4 犯罪被害者等からの意見聴取手続

更生保護法第38条により、仮釈放又は仮退院(以下「仮釈放等」という。)の審理においては、被害者等から申出があった場合に、被害に関する心情その他の審理対象者の仮釈放等に関する意見を聴取することとされ、規則案では第24条以下に規定されている。

当連合会は、被害者等からの意見聴取にあたっては、その前に、審理対象者の同意のもとで、被害者等に対し、被害者等に異議がない場合、改善更生の経過等、受刑者(少年院在院者)側に発生した事情を知らせるべきことを繰り返し主張してきた。規則案にはこうした趣旨の規定はなく、いわば運用に委ねている。

しかし、仮釈放審理という重大な手続を左右しかねない意見聴取について、その基本的なあり方を規則レベルでも定めず、運用に委ねることは望ましくない。規則案第24条以下には、被害者等の意見の斟酌が適切に行われるよう、一定の条件下で改善更生の経過等、判決後に生じた事情を被害者等に伝達することを規定すべきである。

5 遵守事項違反と仮釈放・保護観察付執行猶予の取消し

当連合会は東京ルール14.4に則り、遵守事項の違反が直ちに不良措置に結びつくのではなく、あくまで、他に適切な社会内処遇措置を執り得ない場合にのみ、取消し等の不良措置に結びつくべきことを主張してきた。

もっとも、この点に関しては、執行猶予付保護観察者については、刑法第26条の2で、「遵守すべき事項を遵守せず、その情状が重いとき」は執行猶予の言渡しを取り消すことができると規定し、仮釈放者については、刑法第29条第1項第4号において、「遵守すべき事項を遵守しなかったとき」は仮釈放の処分を取り消すことができると規定している制約があるのは事実である。しかしながら、現行刑法においても、取り消すことが「できる」と規定しているにとどまる以上、規則においては、遵守事項の違反があっても、まず警告を発し、それでもさらに違反がある場合に取消しに至るとすることは可能である。よって、改めて、こうした観点からの規定を求める。

また、仮釈放を取り消す措置は、実質的には新たな拘禁措置を命ずる、非常に不利益性の高い処分であるから、事後的に不服審査を保障するだけでなく、取消しの措置を執る前に、保護観察者に対して、告知聴聞の機会を保障し、遵守事項違反の有無、その理由、情状などについて意見を述べ、資料などを提出する機会を保障するべきである。したがって、規則には、事前に遵守事項違反の事実を書面で告知を受けることができること、弁護士が本人を補佐する立場で立ち会うことができること、疎明資料などを提出することができること、必要があるときは証人調べなどもできること、を明記するべきである。

以上